

女の会通信

No. 7

80.7.20

長崎・行動を起こした女の会 事務局 48-4748
通信編集局 長崎市中国町4-17 TEL 44-8842

国連婦人の十年世界会議について

Y-K

世界の成人人口の半分は女性であり、総労働人口の三分の一も女性である。それなのに、女性は全世界の労働時間の三分の二を負い、世界の収入の十割の一しか受け取らず世界の富の百分の一以下しか所有していない——国連が出した世界の女性の現況である。一九七五年の国際婦人年から五年、再び世界の女性たちが集まる、国際婦人年の十年の中間年を記念し、六月十四日から三十日までデンマークのコペンハーゲンで開催される「国連婦人の十年世界会議」へ。婦人年以采の目標は「平等・発展・平和」、そして今回にはサブ・テーマに「雇用・保健・教育」を掲げる。会期中には、昨年暮れ国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」の署名式というセレモニーが盛りこまれている。

婦人に対する政治的、社会的、文化的、その他あらゆる分野での差別をなくそうというのがこの条約である。当初署名見送りを決めていた日本政府は、社会党や婦人団体な

どの委員会にあり、わずか半月たらずの間に一紙、十四日の事務次官会議でこの条約に署名することを決めた。十五日の閣議で正式決定した。

ちなみに、政府が署名をしぶった理由に、雇用、教育、国籍法上の同盟がある。日本では相変わらず、職業の場には結婚・出産を理由にした女性だけの定年制があり、女性であることも口実に採用を断る企業があり、中学・高校では女性だけが家庭科教育を受けさせられ、そして外国人と結婚した日本女性は自分の子供に日本国籍を伝えられない法律も存在しているのだ。

—— 婦人差別撤廃条約（略称）抜粋 ——

この条約の締約国は、

国際連合憲章が、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女の同権とに関する信念をあらためて確認していることに留意し、

世界人権宣言が無差別の原則を確認していること並びにすべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、

尊厳及び権利について平等であること及びすべて人は、性による差別その他いかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

婦人に対する差別は、権利の平等の原則及び人固の尊厳の尊重の原則に違反するものであり、婦人が男子と同等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的生活に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また国及び人道に對する貢獻における婦人の潜在能力の完全な開発を一層困難にするものであることを想起し、

アハルトヘイト並びにあらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国の占領及び支配並びに内政干渉の根絶が、男女の権利の十分な享有に不可欠であることを強調し、

国の完全な發展、世界の福祉及び平和の大義は、すべての分野において婦人が男子と同等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

従来十分に認められていなかった家庭の福祉及び社会

の發展に對する婦人の大きな貢獻、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における婦人の役割が差別の根拠となるべきではなく、かつ子の養育には男女間の及び社会全体の責任の分担が必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

婦人に対する差別の撤廃に關する宣言に掲げられている諸原則を実施すること並びにこのために婦人に対するあらゆる形態及び形象の差別を撤廃するために必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。へ紙面の都合により、前文中数ヶ所省略し

第一部 第二条 締約国は、婦人に対するあらゆる形態の差別を非難し、すべての適当な方法により、かつ遅滞なく、婦人に対する差別を撤廃する政策を追求することに合意し、このため、次のことを約束する。

(b) 婦人に対するすべての差別を禁止する適当な且

本その他の措置（適当な場合には別表を含む）をとること。

（ナ）婦人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとること。

第四条、一、男女間の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置を締約国がとることはこの条約に定義する差別とみなしてはならないが、その結果としていかなる意味においても、不平等な又は別個の基準を維持することとなつてはならない。これらの措置は機会及び待遇の平等の目的が達成されて時に廃止されるものとする。

2. 母性保護を目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む）を締約国がとることは、差別とみなしてはならない。

第三部、第九条、2. 締約国は、婦人に対し、子の国籍に關して男子と同等の権利を与える。

第三部、第十条、（C）教育のすべての段階及びあらゆる形態における男女の役割についての定型化された概

念の敷座。この場合において、その目的の達成を助長することとなる男女共学その他の種類の教育を奨励し、特に、教育書及び授業計画の改定並びに教授法の調整を行う。

第十一条、一、締約国は、男女の平等を基礎として、同一の権利特に次の権利を確保するための、雇用の分野における婦人に対する差別を撤廃するための適当な措置をとる。

（a）すべての人間の等しい権利としての労働

（b）同一の雇用機会についての権利

（c）昇進、雇用の保障及び役務に係るすべての権利

（d）同一価値の労働についての同一報酬及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価についての取扱いの平等。

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする婦人に対する差別を防止し、かつ、効果的な婦人の労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

（a）妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしていないか否かに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止

する二と。

十五日の政府主席代表の演説では、日本でも批准のため
に、後半期の重要課題として国内法制の整備に努めると述
べている。現在日本では、労基法の改正と雇用平等法が、
男女差別をなくすためにということと由縁にされているが
母性保護が充分でない内容の労基法で守られていない
職場が圧倒的な中で、保護を切り捨てる形での政府の去り
法整備というものがなされる危険性は大きい。

女性差別の根柢をたどっていくと、結局女性は産む性を
つとめること、つまり家庭責任と結びつけられ、「女性は家庭」
の社会通念が、職業の上でも教育の上でもさまざまな差別
をもたらしめている。日常の差別を解消していくことこそが
女性たちの真の目的なのである。日本政府がわすか教員の間
に署名せずから署名へと変心したのは、あるいは女性たちを
甘くみているのかも知れない。労基法の現実がそれを物証
づけているのではないか。

夏の合宿計画中

参加希望者は事務局又は会員へ問い合わせ下さい。

初参加大歓迎

本の紹介

「たった一度の女の人生」 樋口恵子 著

— 待つ女から行動する女へ —

海竜社
#980

「ネコに纏綿、女に結婚」 結婚に対する女の熱意
は並々ならぬものだ。そんな現実の中で、結婚後の
女の人生は夫にしたい。結婚しない女は結婚を重く意
識しながら生きねばならない。結婚に全面依存した女の
人生。でも自分の人生はたった一度ではないか。自分の
人生は自分で設計しよう。今、女性たちに問われているこ
とは、自分の目で眺め、自分の頭で考へる——固有名詞
を持つ人間として自分自身に責任を持つこと。女の自
立はそこから始まる。今、どっかと腰をすえて、「た
った一度の女の人生」生きたい私たちのために、彼女は
やさしく、たのしく手を引いてくれている。まずはじめ
てみよう。

存啓・女の会」さま

M. J

— 前から三年経ちましたね —

はやいもので、ぶいからもう三年も経ちましたね。この
しているよ。『女の会』の最初の集りをも、この頃のことだ
思ひます。この中にはいろんな問題意識が一杯つま
っているから、なかなか思うように言葉がまとまらず、会合
が終るたびにイラ立ち、いつまでも無着していられた。
でも今は日常生活をめぐるあれこれの問題も、アツケラ
カンとしたことわりのなまで語りあえるようになってきて
よくなりました。女をとりまく現状がどんなものかあり、
女はどの中どんな風に生きているのか、みんなの中で
共通の認識になってきたので、特にかまえて語る必要もな
くなってきたからなのでしょいか。

会が発足してまだ何もなっていない、テーマ別やカテゴリー別の討論が深まって、個々人の感情的なレベルの問題までが討論の対象になってくると、もう見づまるような重く
るしやがかりましたね。でも、あの頃のお互の内部にまで
入り込んだ交流があったからこそ、最近のアツケラカンと

と自由が今の雰囲気としても定着して来たの、どううんと
思っています。

あの頃の討論の中で、私が一番苦しかったのは「性」を
めぐり討論でした。既婚された性・とりわけ女を「物化」
してしまつセックスが問題となり、結婚によって行なわれ
る夫婦間の性行為は「家庭円滑化」へとあとしめられてい
る、という本質的規定がなされたりしました。ボーボワ
ールの「オニ」の性をもっともなものでした。しかし、そのことを
私自身も生活、とりわけ具体的な女との関係に照してみても
いくというのは大変な作業でした。一つ一つの具体的な関
係の在り方が、或いは意識的に行なっている行為の一つ
一つが、自分の居住のレベルでどうなっているのかを検証
しはじめることになりました。そうしてみると、安易に妥
協していること、あまりいって説明のつかないこと、さらに
は、きり否定的なことなどがいっぱい出てきたのです。二
の問題は、会の討論の中では必ずしも個々の在り方まで合
めて一人一人に追究されたことではありませぬでしたが、
私はこの討論に参加していた全ての人、自分自身はどう

感じて来たか、自分ならどうするかということを真剣に考
えてきたように思います。ニニは、まさに自分自身か回
題にまわっていました。私の感性、私の感覚—ということ
か。

性的な衝動や欲求が女の側になつたというのなら問題は簡
単でした。女は被害者の側にまわればいいのですから。で
も男と同等に女の側にも欲求が存在し、なおかつ、とり結
ばれる関係が社会的諸関係の中では結局差別的なものでし
かありえないという現状認識は、私を性的不感症に陥らせ
る程のものでした。また、この問題の重きは「快楽」とい
う最も自然的で、しかも最も社会的な「感性」が、実は最
も思案に自己の現状を反映してしまふということにありま
した。私は性的な「快楽」(この日本語を私はどうしても
好きになれない)は、少なくとも女にとっては精神と肉体
の統一において現われると思っております。しかし、男らし
さ、女らしさがまことしやかに生きていて、ほとんど問題
になつてはなかつたのもこの性的関係の中であり、とりわ
けセックスの一つ一つの行為の中にこそまきつづけている
ように思われてなりません。そして、そういう関係の在り

方—行為によって「快楽」が女の側にもたらさぬとい
う現象を、私はまだ否定するものが生まれません。

私はこうして確認されたまふ自分の現状—感性を鑑み
ました。一体私は発展してきたのだろうかと思つて気分
になりました。しかし、ここから生れるものはありませぬ。

だから、現実社会から超越して生きていけぬ以上、
思想や理論は現実をこえて進んでも、感性そのもの、欲求
そのものはやはり生み生しまえていく現実生活そのものの
変換なしには、存続することかまなうのですから。

いま、私はこゝまで曲りなりにも横交重ねてきたと思つ
ていた自分の考えとソツたものが、現実による手ひどいシ
ツパがえしに会つて理智的整然とした姿を失ひ、その一つ一
一の破片の中から或るものは拾ひ或るものは捨てて、私自
身を再構築しなげればならぬ時期にまゝいると感じしてい
ます。こうした私にとって、「女の会」の活動が三のまじ
モヤモヤと不定形なものに形をよそ、方向を定めてくれる
寄り所となつてくれることを期待しないではいらしません。

性関係の発展と結婚

「性の発展」を読んで

M-N

本書は西ドイツのベストセラーになつた女の本である。

著者は様々な階級の女にインタビューして、その女のもつ男と女の關係・とりわけ性の分野における問題を明らかにすることを通して、一見個人的問題に思われる性的問題を、実は大部分、男社会の抑圧が女性にもたらす不可避的の結果であることを示している。

わたりの話は具体的でわかりやすく、しばしばその中に私自身がかかえている問題を見い出すことができた。そのたびに「自分一人の問題じゃなかったのか」というふうな感じと発見のよろこびがわってきた。そういう意味でも、私におもしろい価値ある本だと思つた。しかしそれと同時に「こんな本読むんじゃないか」といふ一種の不安めりた感情もわけてきた。それは読み進めるうちに、これまで無理に自分の内部へおしとどめていた男と女の問題が、いかに深く頭をもたげてきて、今後の男との關係をどうすればいいのかわからぬ不安にあやわれたからである。無理に押しとどめる一歩にも好まざることをしてきたのではな

い。結婚を準備する手前を過ぎるころには男と女の問題など話し合ふ機会さえあきらめざるをえぬ状況になつてしまつた。

結婚のつぎあひも入れると八年の計算になるが、当初は男と女の問題を納得いくまで何度も話し合つたり、同じ話を繰り返してはじめて、女もよくとも「共有」してはいるという言葉を聞いた。しかし子どもが産まれ、各々の取場で働くうちに二人の接点は時間的に内容的にも減少して、組合活動に没頭する彼は家事・育児にかかわる時間はいわゆる「女」の取柄と家事と精進、毎日疲れをねらふに付、男の女のことを話しても通じず、ただ、あきらめることで納得して来た。なんのために一語にのたうちまわるといふ意味とした疑問の中で本書を読み、あらゆる二人の關係の問題点がはつきりし、かつあきらめを正当化して、私自身の弱さも指摘された。「読まなきゃよかった」といふのは極々な問題に再び向き直つたことのみらわれがもしれば、

二の本の多くの部分で共感を思ひ勇気と安心を与えられた。それは精神的・性的両面についていえることだ。例え「ヴァイナル・オーガズム」を得たかのように感じる二

